

議会のなぜ・何に お答えします



市議会の 委員会

って何？



条例で議会に設置することが認められている委員会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の3種類です。これらの委員会は、本会議で全議員によって審議をすすめるより、委員会ごとに分担を決め審査することで、より効率的で効果的な審議が行えるため設置しています。今回の議会の「なぜ・何」では、各委員会の内容等についてお答えします。



各委員会の目的・名称、設置数、任期は次のとおりです。

	常任委員会（設置数5）	議会運営委員会（設置数1）	特別委員会（設置数2）
目的	市の事務全般を各部門に区分けし、部門ごとの事務に対し適正に処理されているか調査・監視します。また、市長が提案し、本会議で付託された議案や請願などを審査します。	定例会・臨時会において会議の期間の調整や日程事項、質問者の順序の調整など、議会の運営を円滑にすることを目的として、議会全般について協議、意見調整を図ります。	議会が特に必要があると認めた事件を審査するために、その都度設置される委員会です。
委員会名と任期	総務文教常任委員会 2年 環境福祉常任委員会 2年 産業建設常任委員会 2年 予算常任委員会 1年 広報広聴常任委員会 2年	議会運営委員会 2年	決算特別委員会 地方創生総合戦略調査特別委員会 （特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間）

各常任委員会の定数及び所管は次のとおりです。所管する事務は自主的に調査することができます。

総務文教常任委員会 9人

総務部、企画部、消防局、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

産業建設常任委員会 9人

農林水産部、商工観光部、建設部、水道部及び農業委員会の所管に属する事項

予算常任委員会 13人以内

予算に関する事項

環境福祉常任委員会 8人

生活環境部及び保健福祉部の所管に属する事項

広報広聴常任委員会 8人

議会広報誌の編集及び発行、並びに議会広報広聴の実施、調査、研究に関する事項

委員会では、次の順序で審査されます。審査された結果は本会議で委員長が報告し、議員全員で採決されます。

議案の説明

執行部が議案を詳しく説明します。

質疑

委員が執行部に対し、疑問点など質疑を行います。

自由討議

出された議案に対して、委員が個人の意見を述べます。

討論

賛成又は反対の立場を明確にして委員間で討論します。

表決

賛成委員は起立し、起立者が過半数の場合、可決すべきものと決定します。